

議案第53号

川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則の一部を改正する規則の制定について

川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則の一部を改正する規則
川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則（令和２年川崎市教育委員
会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第１１条に次の１項を加える。

- ２ 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の勤務条件の特殊性その他の事由により同項の規定により難しい職として教育長が認める会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等については、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

制 定 理 由

勤務条件等が特殊である会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等について、教育長が別に定めることとするため、この規則を制定するものである。

川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則 令和2年3月18日教委規則第1号 (第1条～第7条 略)</p> <p>(1週間の勤務時間及び割振り)</p> <p>第8条 会計年度任用職員の1週間の勤務時間は、休憩時間を除き38時間45分を超えない範囲内において教育長が定める時間とし、1日につき7時間45分を超えない範囲内で割り振るものとする。 (週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第9条 特別の勤務に従事する会計年度任用職員の週休日及び勤務時間の割振りについては、52週間を超えない範囲内で定める期間ごとに教育長が別に定める。 (半日単位の年次有給休暇)</p> <p>第10条 会計年度任用職員は、半日を単位として年次有給休暇を受けることができる。 (勤務時間等)</p> <p>第11条 前3条に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等については、川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年川崎市人事委員会規則第8号)の定めるとおりとする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の勤務条件の特殊性その他の事由により同項の規定により難しい職として教育長が認める会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等については、教育長が別に定める。</u></p> <p>(以下 略)</p>	<p>○川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則 令和2年3月18日教委規則第1号 (第1条～第7条 略)</p> <p>(1週間の勤務時間及び割振り)</p> <p>第8条 会計年度任用職員の1週間の勤務時間は、休憩時間を除き38時間45分を超えない範囲内において教育長が定める時間とし、1日につき7時間45分を超えない範囲内で割り振るものとする。 (週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第9条 特別の勤務に従事する会計年度任用職員の週休日及び勤務時間の割振りについては、52週間を超えない範囲内で定める期間ごとに教育長が別に定める。 (半日単位の年次有給休暇)</p> <p>第10条 会計年度任用職員は、半日を単位として年次有給休暇を受けることができる。 (勤務時間等)</p> <p>第11条 前3条に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等については、川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年川崎市人事委員会規則第8号)の定めるとおりとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(以下 略)</p>